株式会社クックチャム マイシャンス 虐待防止・身体拘束防止委員会設置要領

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援 が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、 定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止及び身体拘束防止に努める ことを目的とします。

(委員会委員の選出)

- 第2条 委員は以下のとおりとします。
 - (1)委員長は、管理者とする
 - (2)委員には、虐待防止担当者(サービス管理責任者)職業支援員、生活支援員を加える
 - (3) 委員には、必要に応じてその他職員を加えることができる

(委員会の開催)

- 第3条 委員会の開催を次のとおりとします。
 - (1) 委員会は、年最低1回以上開催
 - (2) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催

(委員会の実施)

- 第4条 委員会は次のとおり実施します。
 - (1)「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直し
 - (2)「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果 による調査
 - (3)上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止担当 者に報告
 - (4) 虐待防止・身体拘束適正化に係る研修を年1回以上実施
 - (5) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、委員会において対応
 - (6) 身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
 - (7) 身体拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手続
 - (8) 身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - (10) 身体拘束適正化に関する職員全体への指導
 - (11) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直し を行う

(委員会の責務)

第5条

- (1)委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の 向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- (2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者総合支援 法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格(アイデン ティティー)の向上にも努めるものとする。
- (3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につな がるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改 善を求めたり、指導したりすることとする。
- (4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案 や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、 虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(委員会の委員)

